

国際免除レベル取り入れに伴う新たな検査制度

非密封線源取扱事業所		
事業所種類	検査内容	適用する検査
大規模許可事業所 (国際免除レベル の10万倍以上)	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設検査 ・定期検査(例:3年に1回) ・立入検査(適宜)
	行為基準	
その他許可事業所	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査
	行為基準	

密封線源取扱事業所		
事業所種類	検査内容	適用する検査
指定された線源、 機器 ・照射装置(滅菌・ 血液照射等) ・遠隔治療装置(回 転照射装置) ・ガンマナイフ等	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設検査 ・定期検査(例:5年に1回) ・立入検査(適宜)
	行為基準	
上記以外の線源、 機器を使用する許 可事業所	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査
	行為基準	
届出事業所	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査
	行為基準	

施設基準：施設が許認可に適合しているかなど施設面の検査

行為基準：被ばく管理、教育訓練、記帳が行われているかなど行為面の検査

放射線発生装置取扱事業所については、現行法令を踏襲する。